

佐倉市いじめ防止基本方針の策定に伴う条例の制定について

1 条例制定の必要性

いじめに係る問題は、大きな社会問題として取り上げられており、全国で起きたいじめ等による重大な人権及び生命に関する事案が発生したことに基づき、平成 25 年度にいじめ防止対策推進法が成立しました。いじめの問題への対応は学校の最重要課題であることから、平成 26 年度には市内各小中学校では「いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめを防止するためには、市、教育委員会、学校、地域、家庭が一体となって課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、「いじめを許さない」風土づくりを進めていかなければなりません。また、いじめの防止などの対策の実効性を高める仕組みづくりも重要となります。

このため、佐倉市いじめ防止基本方針を策定にするに当たり、その方針に佐倉市いじめ問題対策連絡協議会及び佐倉市いじめ対策調査会を位置づけることから、これらの組織設置の根拠として条例を制定する必要があります。

2 条例制定の主な内容

①いじめ問題対策連絡協議会の設置等

(佐倉市いじめ防止基本方針 7 ページから 8 ページ)

いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項に基づき、組織の設置及び所掌事務、構成員等の規定を設けます。

本連絡協議会では、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項について協議するとともに、関係する機関や団体相互の連絡調整を図ります。

②教育委員会の附属機関の設置等

(佐倉市いじめ防止基本方針 8 ページ)

いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項に基づき、教育委員会のいじめ防止などの対策を実効的に行うため、組織の設置及び所掌事務、構成員等の規定を設けます。

本調査会では、いじめの防止等に関する調査研究及び対策に関する審議、重大事態が発生した際の調査・審議・指導を行います。